

# (案)

令和元年●月●日

横浜市長 林 文子 様

金沢区米軍施設・区域返還跡地利用対策協議会  
会 長 横 井 正 巳

## 池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における 住宅等建設の取り止めに際して（要望）

はじめに

今回の要望書は、平成 30 年 11 月 20 日、当協議会に対し、国から「神奈川県内の米軍施設・区域の整理等について」により、池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における住宅等の建設を取り止めると説明されたことを受け、現時点における地元意見を踏まえ、協議会の要望としてまとめたものです。

横浜市においては、私たち金沢区民の思い、これまでの経緯をあらためて深く受け止め、国との調整に取り組んでいただきたいと思います。

要望書を提出する趣旨

私たちは、平成 15 年に国から横浜市に池子地区での住宅建設計画に関する意見照会が行われたことを契機に、金沢区内の米軍施設の早期全面返還を目指す「池子(横浜市分)接收地返還促進金沢区民協議会」とは別に住宅等建設への対応を集中して検討するためこの協議会を立ち上げ、地域の非常に重い課題として真剣に議論を交わし、横浜市を通じて国に意見を伝えてきました。今回の住宅等の建設取り止めは、建設による弊害がなくなることから、協議会としても歓迎するものではありません。

しかし、この建設取り止めは、正式に申し入れがあった平成 16 年当時、どうしても必要であるとされていた住宅建設戸数が二度にわたり縮減され、遂に中止に至ったものです。その間の国の対応においては、当協議会の要望に対する回答は具体性を欠き、直近の要望へは回答自体がなく 3 年以上が経過するといったものでした。

この 14 年間、住宅等建設を受け入れざるを得ない私たちの苦悩は大変大きいだけでなく、このように、計画案が変更される都度、大きく振り回されることともなりました。国には私たち金沢区民に不要な負担をかけ続けてきたとあらためて認識していただきたいと思います。国からの住宅等の建設取り止めの知らせにあたり、このような思いのもと、地元の総意として現時点における要望を述べるものです。

#### 1 将来的な住宅等の建設について

住宅等の建設が取り止めとなった以上、横浜市域において住宅等建設が再度計画されることのないよう強く求めます。

#### 2 飛び地を含む横浜市域の返還について

住宅等の建設取り止めを踏まえ、飛び地を含む池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）の返還を求めます。

特に、飛び地については平成 16 年の日米合意において、返還方針が既に合意されています。しかし、今回見直された日米合意では、住宅等の建設が取り止められたにもかかわらず、飛び地の返還については触れられておらず、深い失望を禁じ得ません。

住宅等の建設が取り止めとなった以上、飛び地については、速やかに返還されるべきです。横浜市においては、状況の変化を踏まえ、横浜市域の返還について国と調整いただくとともに、飛び地については早期返還が実現するよう国と調整してください。

#### 3 飛び地の早急な利用開始への全面的な協力について

飛び地を含む池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）の一部は既に広域避難場所として指定されていますが、フェンスに囲まれ嚴重に施錠されており、万が一の際、実際に使用できるか疑問です。平成 30 年 11 月 20 日の協議会においても、国から具体的な説明はありませんでした。

そこで、特に飛び地については、これまで重ねて要望してきたとおり、発災時には広域避難場所として速やかに使用できるよう、その機能や設備の確保・運用について、国と調整してください。

#### 4 住民への情報提供について

これまでの経緯を踏まえ、国からの回答については、適切な期間内に書面による回答を希望します。加えて、この要望の実現に向けた取組の進捗について、定期的に協議会に説明していただくとともに、必要に応じて、適宜、国に出席を求めてください。

# (案)

## 金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会設置要綱（平成16年12月3日施行）新旧対照表

現行	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における<u>米軍住宅及びその支援施設の建設に伴う周辺地域への影響や、富岡倉庫地区並びに旧小柴貯油施設の陸地部分全域及び制限水域の一部並びに池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域の飛び地部分の返還に係る跡地利用等について協議し、地元の意見・要望を関係機関に対し適時・的確に伝えることにより、地元の意向を最大限に反映させることを目的とする。</u></p> <p>(名称)</p> <p>第2条 本会は、<u>金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会</u>（以下「協議会」という。）という。</p> <p>第3条～第7条 省略</p> <p>(部会)</p> <p>第8条 個々の課題について詳細な協議を行うため、<u>協議会に次の部会を置く。</u></p> <p><u>(1) 施設等建設対策部会</u></p> <p><u>(2) 跡地利用検討部会</u></p> <p><u>2 施設等建設対策部会は、池子地区に隣接する地区連合町内会長、単位町内会長等で構成し、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における施設等建設及び飛び地部分の跡地利用に関する諸課題について協議を行い、その結果について協議会に報告する。</u></p> <p><u>3 跡地利用検討部会は、小柴、富岡地区に隣接する地区連合町内会長、単位町内会長等で構成し、旧小柴貯油施設の陸地部分全域及び制限水域の一部並びに富岡倉庫地区の返還に関する諸課題について協議を行い、その結果について協議会に報告する。</u></p> <p><u>4 部会長は、副会長をもって充てる。但し、会長が部会長を兼ねることができるものとする。</u></p> <p>以下省略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における<u>飛び地部分の返還に係る跡地利用等や、旧小柴貯油施設の陸地部分全域及び制限水域の一部並びに旧富岡倉庫地区に係る跡地利用等について協議し、地元の意見・要望を関係機関に対し適時・的確に伝えることにより、地元の意向を最大限に反映させることを目的とする。</u></p> <p>(名称)</p> <p>第2条 本会は、<u>金沢区米軍施設・区域返還跡地利用対策協議会</u>（以下「協議会」という。）という。</p> <p>第3条～第7条 省略</p> <p>(部会)</p> <p>第8条 個々の課題について詳細な協議を行う<u>必要があるときは、協議会に部会を置くことができる。</u></p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>2 削除</p> <p>3 削除</p> <p>4 削除</p> <p>以下省略</p>



## 平成 30 年度 第 1 回金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会 議事要録

- 1 日 時 平成 30 年 11 月 20 日(火) 午後 4 時～午後 5 時
- 2 場 所 金沢区役所 3 階 3 号会議室
- 3 出席者 金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会 横井正巳会長ほか委員 11 名  
横浜市金沢区 國原章弘区長ほか 4 名  
横浜市政策局 松村岳利基地担当理事ほか 4 名  
防衛省南関東防衛局 山口剛部長ほか 4 名

### 4 概 要

- (1) 池子住宅地区及び海軍補助施設(横浜市域)における米軍家族住宅等の建設取り止めについて

#### 【防衛省南関東防衛局より説明】

11月14日の防衛省からのお知らせ「神奈川県内の米軍施設・区域の整理等について」説明

#### 【主な意見要旨】

ア 建設“取り止め”の意味合いについて

- (ア) 平成 16 年の日米合意に基づく建設計画は取り止めになったということだが、今後二度と建設問題は起こらないと地元住民は判断して良いか。
- (イ) 将来どうなるか分からないとなると、地元としては色々な疑念がでてくる。
- (ウ) また建設問題が起こるのではないかと心配である。

イ 飛び地の早期返還と跡地利用への全面的な協力について

- (ア) 平成 16 年に返還が合意されていた飛び地について、今回の日米合同委員会の合意では触れられていない。国としてどのように対応するつもりなのか聞きたい。
- (イ) これまでの要望を踏まえて米軍に働きかけているという話があったが、飛び地の早期返還について継続的に動いてもらいたい。
- (ウ) 米軍の使用が終了したら返還されるということだが、飛び地は使用しているのか。使っていないなら返還すべきである。
- (エ) 広域避難場所として使用する際に必要な物品を置く施設等を整備するなど、横浜市を通して申し入れていく。

ウ 情報交換について

今回の説明で話し合いの打ち切りということではなく、国や横浜市とは常に情報交換を行っていききたい。

- (2) その他  
なし。

## 5 資料

- (1) 次第
- (2) (お知らせ) 神奈川県内の米軍施設・区域の整理等について

以上

平成 27 年 7 月 29 日

横浜市長 林 文子 様

金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会  
会長 横井 正巳

### 池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における 米軍家族住宅等の基本配置計画案について（要望）

#### はじめに

今回の要望書は、平成 26 年 6 月 4 日、当協議会に対し、「池子住宅地区及び海軍補助施設(横浜市域)における米軍家族住宅等の基本配置計画案の変更について」が示され、12 月 9 日に「地元要望への対応方針」、平成 27 年 4 月 23 日及び 7 月 16 日に「地元要望への対応方針（補足）」として再説明が行われたことを受けて、現時点における地元の意見を踏まえ、協議会の要望としてまとめたものです。

横浜市においては、国が手続き等を進める前に地元要望に対する回答を求めるとともに、その後も節目ごとに地元へ情報提供するよう求めてください。

#### 要望書を提出する趣旨

我々は、平成 15 年に横浜市に池子地区での住宅建設計画が持ち込まれてから協議会を立ち上げ、地域の非常に重い課題として、池子の緑の保全や建築物の配置・高さ等について真剣に議論を交わし、地元の意見を横浜市を通じて国に伝えてきました。

しかし、その後、国の基本配置計画案は何度も変更され、前回の要望に対する回答も含めて具体的な説明がないまま、平成 26 年 6 月に基本配置計画の変更案が示されました。

周辺住民をはじめとする金沢区民の住宅建設に対する様々な意見に配慮しつつ、地元の意見を取りまとめた当協議会としては、このような国の対応は理解に苦しみます。住宅の建設により直接、影響を受けるのは地元金沢区民であり、国には地元の理解と協力を得るためにも一層努力していただく必要があります。

横浜市としても、住宅建設が提起されてからこれまでの金沢区民の苦渋の思いをあらためて深く受け止め、国との調整に取り組んでいただきたいと思います。

このような思いのもとに、今回、国から提示された基本配置計画案に関し、現時点での要望を述べるものです。

## 1 緑の保全・改変面積の更なる縮減について

住宅建設戸数が 23 年度の計画から半減されたことから、自然環境の保全に配慮して、改変面積について更なる縮減を図っていただきたい。また具体的な対応策を早期に示していただきたい。

また、前回要望したとおり、緑は面積だけではなく、その質も重要であり、環境調査の結果を踏まえ、現在の生態系をできる限り残すとともに、改変部分についても、緑化対策に努めていただきたい。

なお、横須賀地区における家族住宅の不足数 700 戸の所要は変わらないとのことですが、改変区域については、前回までと同様に市域の 1/2 として計画されていることから、残りの戸数を横浜市域に追加で建設することのないよう強く申し入れます。

## 2 道路・交通問題について

施設建設に伴う工事車両及び施設建設後の米軍住宅居住者の生活車両等による周辺交通に対する負荷は、小さいものではないため、既存道路を現状のまま使用することを前提とした建設計画は、周辺住民の理解を得られるものではありません。

特に、六浦駅前の道路は非常に狭あいであり、交通量の増加による交通事故の防止や、周辺生活環境への影響を最小限に抑えるため、周辺地域への影響が出る前に、都市計画道路横浜逗子線の整備を行うなど、確実に道路・交通対策を講じていただきたい。

これまで国からの説明において「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」等の整備手法が示されたが、この問題については、周辺住民への影響を考える上では、最も大きな事項であるため、開発事業者である国の責任として、具体的な対応策を早期に示していただきたい。

## 3 建築計画について

基本配置計画が変更されましたが、建物の高さを極力抑えるとともに、建物のデザインや外壁の色彩、造成法面の安全性の確保及び圧迫感の軽減など、周辺環境・計画との調和に配慮したものとしていただきたい。また、建設発生土等についても施設区域外への搬出を極力なくすよう、施工計画について十分検討していただきたい。

## 4 住民への計画周知について

計画の前提である住宅完成までの全体工程を明確に示していただきたい。

住宅施設等の建築工事概要、緑・自然環境の保全策、建設発生土等の搬出入量、工事関係車両の台数や動線、生活車両の想定台数等を明確にし、早期に当協議会に詳細に説明した上で、周辺住民に対しても説明を行い、その意見を尊重するよう求めます。

なお、周辺住民への説明にあたっては、法令・条例等に基づく範囲にとどまることなく地元の要望に応じて柔軟に行うこととし、その時期についてもできるだけ早期に示していただきたい。

## 5 飛び地の早期返還と早期利用への全面的な協力について

飛び地については、早期に返還していただくことを引き続き要望します。

また、米軍施設の存在により影響を受けている周辺住民が、災害時に利用できる避難場所等を、住宅建設の進捗に関わらず、国の負担で早期に整備していただきたい。

対策協議会 スケジュール案

平成 30 年 11 月 14 日 日米合同委員会合意見直し発表  
(池子住宅地区及び海軍補助施設(横浜市域)における米軍  
家族住宅等の建設取り止め)



平成 30 年 11 月 20 日 H30 年度第 1 回対策協議会  
日米合同委員会合意見直しについて説明(国⇒協議会)

平成 31 年 1 月 25 日 H30 年度第 1 回施設等建設対策部会(要望案検討)

令和元年 6 月 17 日 R元年度第 1 回対策協議会  
要望書検討



対策協議会⇒横浜市 要望書提出



横浜市⇒国 要請書提出



## 金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会設置要綱

平成 16 年 12 月 3 日制定

平成 17 年 11 月 17 日改正

平成 18 年 6 月 8 日改正

### (趣旨)

第 1 条 池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における米軍住宅及びその支援施設の建設に伴う周辺地域への影響や、富岡倉庫地区並びに旧小柴貯油施設の陸地部分全域及び制限水域の一部並びに池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域の飛び地部分の返還に係る跡地利用等について協議し、地元の意見・要望を関係機関に対し適時・的確に伝えることにより、地元の意向を最大限に反映させることを目的とする。

### (名称)

第 2 条 本会は、金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会（以下「協議会」という。）という。

### (組織)

第 3 条 協議会は、地区連合町内会長及び単位町内会長を委員とし、組織する。ただし、委員の定数は、20 名以内とする。

### (役員)

第 4 条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 3 名以内

### (役員を選任)

第 5 条 会長の選出は、委員の互選による。

2 副会長の選出は、会長の指名による。

### (役員の仕事)

第 6 条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は会務を総理する。
- (2) 会長は会議を召集し、その議長となる。
- (3) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指定した者が、その職務を代理する。

### (会議)

第 7 条 会議は次のとおりとし、会長が必要と認めたとき、随時開催する。

- (1) 役員会

(2) 協議会

- 2 役員会は、正副会長で組織する。
- 3 協議会は、委員全員で組織し、協議会の最高意思決定機関とする。

(部会)

第8条 個々の課題について詳細な協議を行うため、協議会に次の部会を置く。

(1) 施設等建設対策部会

(2) 跡地利用検討部会

- 2 施設等建設対策部会は、池子地区に隣接する地区連合町内会長、単位町内会長等で構成し、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における施設等建設及び飛び地部分の跡地利用に関する諸課題について協議を行い、その結果について協議会に報告する。
- 3 跡地利用検討部会は、小柴、富岡地区に隣接する地区連合町内会長、単位町内会長等で構成し、旧小柴貯油施設の陸地部分全域及び制限水域の一部並びに富岡倉庫地区の返還に関する諸課題について協議を行い、その結果について協議会に報告する。
- 4 部会長は、副会長をもって充てる。但し、会長が部会長を兼ねることができるものとする。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、金沢区役所区政推進課内に置く。

2 事務局の任務は次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関すること。
- (2) 会議及び部会等における各委員の意見のとりまとめ。
- (3) 協議会としての意見・要望を関係機関に伝達すること。

(解散)

第10条 協議会は、その目的を達成したとき、解散する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

この要綱は、平成16年12月3日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成17年12月14日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成18年6月8日から施行する。

## (仮称)小柴貯油施設跡地公園整備の進捗状況について

(仮称)小柴貯油施設跡地公園につきましては、現況の自然環境や地形を活かしつつ、緑や環境に係る活動、体験、学習や多様なレクリエーションに対応できることを目指して整備を行っています。令和2年度末の第1期エリアの一部開園に向けて、今年度は引き続き、基盤整備、給排水整備及び海食崖の安全対策のための待受擁壁等の整備を行ってまいります。

### 1 公園概要

- (1) 所在地 金沢区柴町、長浜、長浜二丁目、並木三丁目
- (2) 面積/種別 約 55.8ha/広域公園
- (3) 主な施設 草地広場、多目的広場、管理センター、駐車場等
- (4) 事業予定 平成26～令和14年度（2014～2032年度：19か年計画）事業工期を3期に分けて整備を進め、令和2年度末に第1期エリアの一部開園を予定しています。

### 2 事業の進捗状況

#### (1) 平成30年度までに実施した主な事業

##### ア 汚染土壌処理

土壌汚染対策法等の法令に基づき、汚染土壌を小型地下タンクに封じ込める等の処理を行いました。

##### イ 海食崖の安全対策（延長 約 550m）

旧海岸線を形成していた海食崖の前面に安全対策のため待受け擁壁を整備しました。

##### ウ 大型地下タンク（直径約 40m、深さ約 30m）の埋戻し（1基）

他事業の建設発生土を活用して、大型地下タンク1基を埋め戻しました。

##### エ 金沢区制70周年記念事業 健康ウォーキング2018（参加者約940名）

平成30年11月の健康ウォーキングコースの一部として見学していただきました。

##### オ 民有地の取得（約1ha）

平成30年8月に75名全員の土地所有者から取得しました。

#### (2) 今年度を実施する主な事業

##### ア 第1期エリア内の草地広場等の一部開園に向けた整備

基盤整備、給排水管、橋梁他を整備します。

##### イ 大型地下タンクの埋戻し（1～2基）

##### ウ 海食崖の安全対策（延長 約 60m）

#### (3) 令和2年度に実施予定の主な取り組み（予定）

##### ア 第1期エリア内の草地広場等の一部開園に向けた整備

植栽（金沢八名木等）、遊具、駐車場、草地広場、トイレ、橋梁等を整備します。

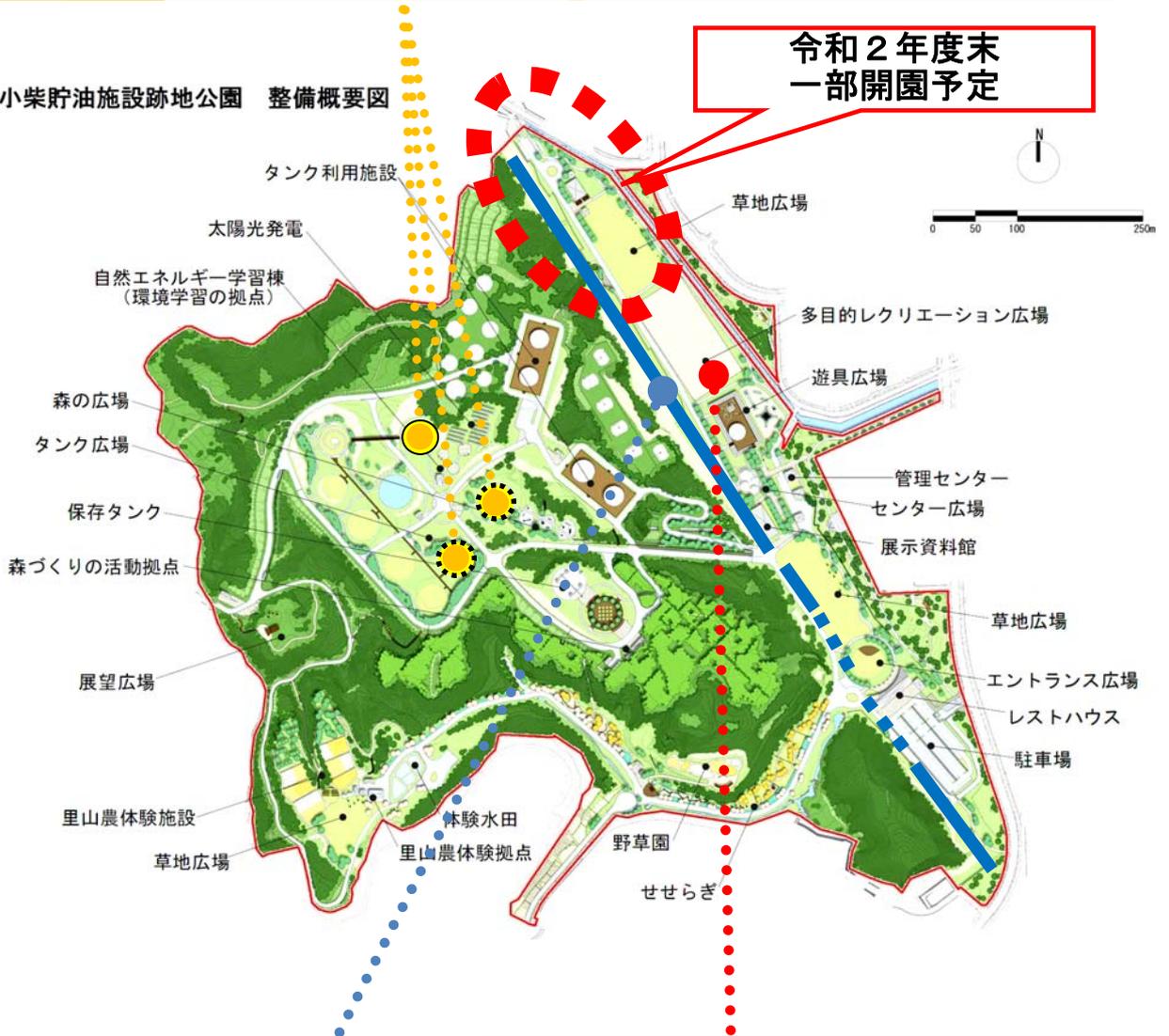
##### イ 公園の命名

##### ウ 第1期エリア内の草地広場等の一部公開（令和2年度末に公開予定）

大型地下タンクの埋戻し



(仮称) 小柴貯油施設跡地公園 整備概要図



待受け擁壁 (海食崖の安全対策)



第一期エリアの基盤整備